

砂 川 市 訓 令 第 7 号

令和 7年 3月28日

砂川市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱の一部を改正する訓令

砂川市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱（平成28年訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号を削る。

附 則

この訓令は、令和7年 3月 28日から施行する。